

多様性の視点を踏まえた 広報物作成ガイドライン



- 1 はじめに
- 2 対象
- 3 表現 イラスト表現をチェック
 - (1) 登場人物の属性が偏っていませんか？
 - (2) 性別で役職や立場を決めつけていませんか？
 - (3) 固定観念に捉われていませんか？
 - (4) 目を引くだけの表現を使用していませんか？
- 4 表現 文章表現をチェック
 - (1) 女性もいるのに〇〇マン？
 - (2) 「対語のない表現」って？
 - (3) 不必要な性別の強調をしていませんか？
 - (4) 性別で敬称の使い分けをしていませんか？
 - (5) 統計表記にも注意が必要です
- 5 Q&A

1 はじめに

みなさんはアンコンシャス・バイアスという言葉をご存知でしょうか？

アンコンシャス・バイアスは、日本語では「無意識の偏見」と訳され、私たちが何気なく使ってしまふ表現や意識のうちに潜む、偏った価値観や思い込みのことです。差別や偏見は良くないと思っている人でも、知らず知らずのうちに、悪意なく、差別的な表現をしてしまうことや、偏見に基づいた情報発信をしてしまうことがあります。

自治体の職員として日々の職務にあたっていると、板橋区の中だけでも多様な人々が生活していることに気が付くでしょう。このガイドラインは、職員の皆さんが区民や区内事業者の方々に向けて広報を行う際に、情報の受け手には様々な立場やバックグラウンドを持った人がいるということをたえず意識し、想像力を持って情報発信してほしいという思いで作成しました。

偏った表現のまま情報発信してしまうと、伝えたいと思った事柄が一部の人にしか伝わらず、多様な人々に行き届かないだけでなく、固定観念のさらなる強化、偏見の助長につながってしまう恐れがあります。誰もが参画・活躍できる「共生社会」の実現を掲げる板橋区の職員として、是非このガイドラインを活用し、情報発信する際の指針としてください。

ガイドライン中に示した表現例は、あくまでも一つの例です。必ずしも先に示された例が間違っていて、後に示された例が正しいというわけではありません。表現の幅を狭めるものではなく、むしろ情報発信の目的や対象に応じて、柔軟な発想で多様な表現を考えるヒントとして、活用していただきたいと願っています。

2 対象

区が発信するすべての情報が対象です。ポスター、チラシ、パンフレット、情報誌、展示パネル、広報紙、ホームページ、SNS、動画、報道発表資料、白書その他の刊行物を作成する際は、このガイドラインを参照してください。

また、他の機関と合同で広報物を作成する際にもこのガイドラインをもとに内容の検討をしてみてください。他の機関から広報物の掲示や配布を依頼された際には、できるかぎり内容を確認してみるようにしましょう。

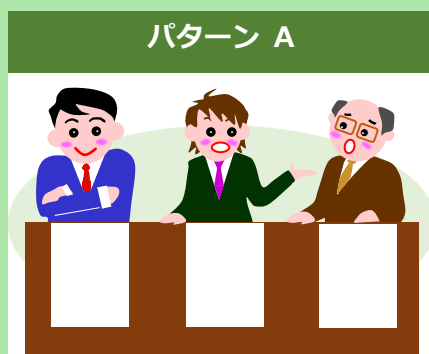
※板橋区役所の作成物を対象としますが、区内企業、学校、地域の皆さまにも参考としていただくため、区ホームページ上でもガイドラインを公開いたします。

※個々の組織や団体の理念等を否定するものではありませんので、あくまで公的な広報物作成の参考資料としてご活用ください。



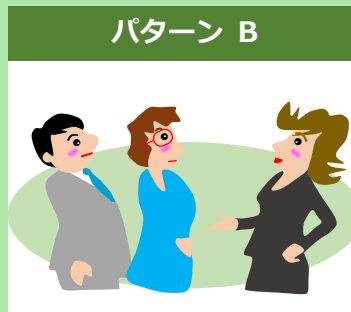
(1) 登場人物の属性が偏っていませんか？

男性または女性のみが登場すると、表現されていない性別の人が情報を受け取りづらくなってしまうかもしれません。すべての人を対象としているのであれば、性別や年齢、職業など多様な受け手がいることを想像して、広報物を作成してみましょう。



(2) 性別で役職や立場を決めつけていませんか？

性別によって地位や立場に差はありません。リーダーとして指示を出したり、教える立場にいる人の性別が偏らないように心がけましょう。





(3) 固定観念に捉われていませんか？

「男性は一家の大黒柱」という考え方もありますが、すべての家庭がそうではありません。様々な家族形態があることを想像して、表現を考えてみましょう。

パターン A



パターン B



パターン D



パターン C



男性が多い職業にも女性はいますし、女性が多い職業にも男性はいます。職業と性別を結び付け、どちらかに偏った表現をしていないか確認してみましょう。

パターン A



パターン B



「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担の表現に捉われず、多様な家庭が存在することを意識して、表現してみるようにしましょう。

パターン A



パターン B



好みや行動は人それぞれです。服装や持ち物、子どもの遊びやスポーツ、学問分野の表現をするときに、女性の服装がスカートばかりだったり、男の子だけが球技をして遊んでいるなど、固定的な意識に基づいたイラストになっていないか確認してみましょう。

パターン A



パターン B



パターン A



パターン B



(4) 目を引くだけの表現を使用していませんか？



広報の内容と無関係に、目を引いたり、親しみやすさを持たせる目的で、男性や女性の姿、体の一部をポスター等で使う場合がありますが、それでは伝えるべき内容が反映された表現とは言えません。公的広報であることを意識し、訴求内容は何か、訴求対象は誰かを考えた表現を心がけましょう。



(1) 女性もいるのに〇〇マン？

実際には男性・女性の両方が存在するのに、単語の意味が男性だけ・女性だけを示している表現があります。性別を限定する表現になっていないか、確認してみましょう。

サラリーマン、ビジネスマン



会社員、ビジネスパーソン

父兄



保護者

カメラマン



写真家（フォトグラファー）



(2) 「対語のない表現」って？

女性に対して使用する言葉で、男性には使用されないもの、また男性に対して使用する言葉で、女性には使用されないものがあります。また男女いずれかの性別を冠して、偏ったイメージや性別役割を助長する表現があります。これらの、「対語のない表現」は、偏見が含まれていると捉えられる場合があるので、使用は避け、全体の文脈から別の表現ができないか検討するようにしましょう。

才女、良妻賢母、乙女、看板娘



使用しない

男勝り、女々しい、男らしさ、女子力



使用しない

主人、奥さん、家内、亭主、旦那



夫、妻、配偶者、パートナー



(3) unnecessary gender emphasis or not?

「女性〇〇」、「男性〇〇」等、性別を強調する表現を使用することがあります。強調された性別が特殊、例外的であるという印象を与えてしまう可能性があるため、合理的な理由がない場合には性別を冠する表現は見直すようにしましょう。

女性議員、女医、女子アナ



議員、医師、アナウンサー

男性会社員、女性会社員、OL



会社員



(4) gender-based honorific usage or not?

使用する敬称を、女性には「さん」、「夫人」、男性には「氏」、「君」と使い分けることは避け、性別に関わらず「さん」、「氏」を使うようにしましょう。また、夫婦を列記する際に男性だけをフルネームで表記し、女性を名前のみの表記とすることも避けましょう。

板橋太郎氏、花子夫人



板橋太郎氏、板橋花子氏



(5) statistical notation also requires attention

統計は、客観的資料として問題の分析などに使用されます。各分野における男女差の偏りを是正するため男女別を調査することは大切ですが、人数に関するデータについて男女別のデータを把握する場合は、表記についても男女別の内訳を並列的に示すようにしましょう。一方で、各種申請手続きや講座・イベント等の参加申込の際、特に必要がない場合には性別の記載を求めない配慮も必要です。

40人 (うち女性 28人)



40人(男性 12人、女性 28人)

Q

多様な人々を必ず表現しなければならないのでしょうか？

A

情報の対象がどのような人なのかを考えてみましょう。
女性を対象とするものであれば、必ずしも男性を表現する必要はありませんし、その逆も同様です。多様な人が対象となるのであれば、すべてを表現しつくすことは難しいかもしれませんが、できるだけ多くの人に疎外感や違和感を与えない表現を考えることが大切です。

Q

避けるべき表現の判断基準を教えてください。

A

例えば、性別を入れ替えた表現に違和感があるかどうかの一つの目安となります。具体的には、「女医」、「紅一点」という言葉がありますが、「男医」、「青一点」とは言いません。また、「家内」や「主人」のように固定的な性別役割分担意識や合理的でない主従関係を想起させる表現も避けた方がよいでしょう。
作成者ひとりでは気づきづらいこともありますので、できるだけ多くの方がチェックし、違和感がないか確かめることが望ましいです。

Q

このガイドラインに書いてあることさえ守ればよいのでしょうか？

A

このガイドラインは表現の「正解」を示すものではありません。
それぞれの事例ごとにふさわしい表現は変わってくるものですので、周知したい内容にあわせて柔軟に表現を考えてみてください。
内閣府が作成した『男女共同参画の視点からの公的広報の手引』や、他の自治体で作成した同様のガイドラインにも参考になる事例が掲載されています。
また、内閣府ホームページからは「男女共同参画に関するフリーイラスト素材」がダウンロードできますので、チラシ等の作成の際にご活用ください。



このガイドラインを活用し、日々の業務に取り組んでみましょう！

作成 板橋区総務部男女社会参画課

(TEL) 03-3579-2486

令和4年3月発行